

「とくしま特選ブランド」審査会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、「とくしま特選ブランド」認定要綱（以下、「認定要綱」という。）第6条の規定に基づき、「とくしま特選ブランド」審査会（以下、「審査会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 審査会は、認定要綱第4条の規定に基づく認定申請について審査する。

(構成)

第3条 審査会の委員は5人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 流通関係の有識者
- (2) 消費者関係の有識者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

2 審査会は、あらかじめ構成された委員5人のうち過半数の委員が出席しなければ、開催することができない。

(審査部門)

第4条 審査会には、一次産品部門、加工食品部門、民工芸品部門を設ける。

(審査項目)

第5条 審査項目は、次のとおりとする。

- (1) 一次産品部門及び加工食品部門については、「国内外に誇れる品質」、「商品ストーリー」、「独自のこだわり」、「安全安心への取組み」の4項目とする。
- (2) 民工芸品等部門については、「国内外に誇れる品質」、「商品ストーリー」、「独自のこだわり」の3項目とする。

(審査方法)

第6条 認定要綱第4条の規定に基づく認定申請の審査は、次の各号により行う。

- (1) 各委員は、申請書類及び商品サンプルを審査し、前条に規定にする各審査項目について5段階評価（評価点5点・4点・3点・2点・1点）を行い、審査表（別紙1）にコメントとともに記入する。
- (2) 事務局は、前号における審査表を回収し、評価点を集計の上、発表する。
- (3) 前号における集計結果を基に、最高評価点の3分の2以上であるものを認定対象の基準とし、総合評価を行う。

ただし、1人でも評価点を「1点とした審査項目」がある委員がいた場合は、その商品について認定の対象としないものとする。

- 2 認定要綱第8条第2項の規定に基づく認定申請の審査は、次の各号により行う。
- (1) 各委員は、申請書類及び商品サンプルを審査し、再認定の「可」又は「不可」の2段階評価を行い、再審査表（別紙2）にコメントとともに記入する。
 - (2) 事務局は、前号における再審査表を回収し、集計の上、発表する。
 - (3) 前号における集計結果を基に、総合評価を行う。

（事務局）

第7条 この審査会の事務局は、徳島県農林水産部もうかるブランド推進課が行う。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成27年11月30日から施行する。
- 2 一部改正 令和3年4月1日
- 3 一部改正 令和3年9月1日